

文京区都市マスタープラン見直しに関する調査・検討支援業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的

文京区では、区の都市計画の基本的な方針として、平成23年に文京区都市マスタープラン(以下、「都市マス」という。)を改定し、現在、計画期間の中間の時期を迎えている。

令和3年度には、社会情勢の変化や、国・都などの上位計画・関連計画の動向など、区のまちづくりを取り巻く環境の変化を踏まえ、都市マスの見直しについての調査を行う。令和4年度及び令和5年度には、見直しの内容について検討し、検討組織等を設置し、見直しに係る手続を行う。

都市マスは、まちづくりのガイドラインとして、その検討には都市計画、建築、土木、防災など多分野の横断的な知識・経験が求められる。

本検討では、現行の都市マスの趣旨を十分に理解し、どのような取組により都市マスの推進がなされてきたか、区に求められるまちづくり、都市マスの在り方などを調査・分析する必要がある。また、現行の都市マスをベースとして、見直しや修正を実施する総合的な調査・検討の委託である。

そこで、委託経費のほか、多岐にわたる項目の調査・分析能力、企画立案能力等を備え、効率的な業務遂行が可能な事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用して事業者からの提案を募集する。

2 業務委託内容

別紙「令和3年度仕様書(案)」、「令和4年度仕様書(案)」及び「令和5年度仕様書(案)」のとおり

3 提案限度額(税込み)

- (1) 文京区都市マスタープラン見直しに関する調査支援業務委託：15,345,000円(令和3年度)
- (2) 文京区都市マスタープラン見直しに関する検討支援業務委託：13,651,000円(令和4年度)
- (3) 文京区都市マスタープラン見直しに関する検討支援業務委託：14,487,000円(令和5年度)

※(1)～(3)のいずれか一つでも、提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とします。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

4 契約期間

- (1) 文京区都市マスタープラン見直しに関する調査支援業務委託
令和3年10月下旬から令和4年3月31日まで
- (2) 文京区都市マスタープラン見直しに関する検討支援業務委託
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (3) 文京区都市マスタープラン見直しに関する検討支援業務委託
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ 契約開始日は、多少前後する場合があります。

5 参加資格

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格（以下「文京区競争入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 スケジュール

| | 事項 | 日程 |
|----|------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 募集要項の公表 | 令和3年6月21日（月） |
| 2 | 質問受付期間 | 令和3年6月21日（月）から 令和3年7月16日（金）16時まで |
| 3 | 質問に対する回答期限（中間締切日） | 令和3年7月7日（水） |
| 4 | プロポーザル参加希望書の提出期限 | 令和3年7月9日（金）16時まで |
| 5 | 質問に対する回答期限（最終締切日） | 令和3年7月21日（水） |
| 6 | 参加申込書及び企画提案書類の提出期間 | 令和3年7月26日（月）から 令和3年7月30日（金）16時まで |
| 7 | 第一次審査（書類審査） | 令和3年8月下旬 |
| 8 | 第一次審査結果通知発送（全参加事業者） | 令和3年8月下旬 |
| 9 | 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答） | 令和3年9月7日（火）（予定） |
| 10 | 最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者） | 令和3年10月下旬 |
| 11 | 令和3年度委託契約締結 | 令和3年10月下旬（予定） |

7 提出書類の配布

- (1) 配布期間
令和3年6月21日（月）から
- (2) 配布方法
区ホームページからダウンロードすること。
区ホームページ「すばやく検索メニュー」→「事業者の方へ」→「事業者向けプロポーザル」
https://www.city.bunkyo.lg.jp/jigyosha/_13380.html

8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加希望書」(様式第1号)(以下「参加希望書」という。)を必ず提出すること。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け付けない。

(1) 受付期間

令和3年7月9日(金)16時まで

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。

なお、メールの提出先及び件名は、以下のとおりとし、送信時に開封確認設定を行うこと。

【提出先】 文京区都市計画部都市計画課都市計画担当

電子メールアドレス : b400300@city.bunkyo.lg.jp

【件名】 文京区都市マスタープラン見直しに関する調査・検討支援業務委託プロポーザル参加希望(〇〇事業者名)

9 質問及び回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

なお、本受付以外の方法での質問は受け付けません。

また、受付期間を過ぎた後は、一切質問を受け付けません(提出書類受付期間までは、参加申込方法に関する質問は受け付けます)。

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和3年6月21日(月)から 令和3年7月16日(金)16時まで |
| 提出方法 | 「質問書」(様式第2号)に必要事項を記入の上、電子メールにより送信してください。 なお、メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行ってください。 【提出先】 文京区都市計画部都市計画課都市計画担当 電子メールアドレス : b400300@city.bunkyo.lg.jp 【件名】 文京区都市マスタープラン見直しに関する調査・検討支援業務委託プロポーザル質問(〇〇事業者名) |
| 回答方法 | 令和3年7月2日(金)までに受け付けた質問は、可能な限り令和3年7月7日(水)16時までに区ホームページ等において回答する。また、令和3年7月3日(土)以降に受け付けた質問及び令和3年7月7日(水)までに未回答となっている質問については、令和3年7月21日(水)16時までに、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者に対し、電子メールで回答する。 |

10 参加方法

提出書類受付期間内に、次の書類を作成し、提出してください。

(1) 申込み書類

| | 内容 | 様式番号 | 備考 |
|----|-------------|-------|------------------------------|
| 1 | 参加申込書 | 様式第3号 | |
| 2 | 企画提案書 | | 指定様式なし。A4判縦15頁以内 |
| 3 | 本業務に当たる人員体制 | 様式第4号 | |
| 4 | 請負実績 | 様式第5号 | |
| 5 | 作業日程表 | | 指定様式なし。A4判横1頁 |
| 6 | 法人組織図 | | 指定様式なし。A4判縦1頁程度 |
| 7 | 法人概要 | | 指定様式なし。A4判縦1頁程度 既存パンフレット可 |
| 8 | 見積書（令和3年度） | 様式第6号 | |
| 9 | 見積書内訳 | | 指定様式なし |
| 10 | 見積書（令和4年度） | 様式第7号 | |
| 11 | 見積書内訳 | | 指定様式なし |
| 12 | 見積書（令和5年度） | 様式第8号 | |
| 13 | 見積書内訳 | | 指定様式なし |
| 14 | 辞退届 | 様式第9号 | 書類提出後、辞退する場合のみ提出 |

(2) 提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製してください。

ア 提出部数等 14部（正本1部・副本2部・選定用ファイル11部）

イ 調製方法

- (ア) 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。
正本に添付する書類は原本としてください。
- (イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入してください。
副本に添付する書類は、原本の写しとしてください。
- (ウ) 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入してください。
なお、添付する書類は、上記(1)申込み書類の一覧にある、**2～6**の原本の写しとしてください。**ただし、添付する書類は、事業者名及びその他事業者が特定される情報が分からないようにしてください。**
- (エ) 用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則としてA4判とします。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものでも可とします。
- (オ) 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付してください。
- (カ) 提出書類一式を上記(1)表の順番にフラットファイル等につづり、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにしてください。
なお、ページを横長とする場合は、用紙の上を左にしてください。
- (キ) その他別紙「企画提案書等作成要領」をご確認ください。

(3) 提出書類の受付及び提出方法

提出書類の受付については、以下のとおり行います。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなします。

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和3年7月26日（月）から令和3年7月30日（金）まで |
| 受付時間 | 9時から16時まで |
| 提出方法 | 持参 |
| 提出先 | 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター18階 文京区都市計画部都市計画課都市計画担当 |
| 留意事項 | ア 7月30日（金）16時を過ぎてなされた申込み又は持参による提出以外の申込みは、理由のいかんを問わず、無効とします。 イ 提出書類に不足があった場合は、申込みを無効とする場合があります。 ウ 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできません。 エ 書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの）を併せて提出してください。 オ 申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とします。 カ 提出された書類等は、一切返却しません。 キ 提出者は可能な限り本業務委託の担当者とすること。 ク 1事業者が複数の申込みをすることはできません。 ケ 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を令和3年8月6日（金）17時までに提出してください。 コ 提出された書類等は、無断で事業者の選定以外の目的には使用しません。 |

11 選定方法

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査します。

(1) 第一次審査

事業者から提出された企画提案書等を基に、書類審査により委託候補事業者を上位3者程度選定します。

(2) 第二次審査

第一次審査で選定された事業者は、文京シビックセンター内会議室にて、企画提案書等に基づき1者当たり20分以内でプレゼンテーションを行います。その後、選定委員から20分程度の質疑応答を行います。

なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこととします。

第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形3号。宛先

を記入、84円切手を貼付したもの)を提出してください。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定します。ただし、区が設定した基準点を下回った候補者は、順位にかかわらず選定しません。

12 結果通知及び公表

- (1) 第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを郵送で通知します。
なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知します。
- (2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知します。
- (3) 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表します。
なお、審査結果に係る問合せには応じません。

【公表する項目】

- ア 件名
- イ 業務概要
- ウ 選定した日
- エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地
- オ 契約交渉順位第1位の者が提案した見積金額
- カ 選定結果（不選定者名は、番号等に置き換えます。）

13 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開します。

なお、最終的な公開の可否は、区が判断します。

14 提供する資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

15 無効・失格

- (1) 提出された企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とします。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (3) 3の提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とします。
- (4) 持参以外の方法により参加申込書等が提出された場合は、無効とします。
- (5) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合は、失格とします。
- (6) 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とします。
- (7) (1)又は(5)に該当する場合は、指名停止取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがあります。

16 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定します。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の委託候補事業者が、契約締結までの間に5の参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行うこととします。

17 業務実施上の条件

本業務は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類に記載した担当者及び従事者が行うこととします。事業執行担当者の承諾がない限り、それらの者を変更することはできません。

18 提案内容の取扱い

区は、受託者が申込み時に提案した内容を最大限尊重しますが、協議の中で、提案内容の変更や追加及び中止等を指示する場合があります。提案内容の変更や追加、中止等の影響が委託料に及ぶ場合は、受託者と協議の上、委託料を変更することがあります。

19 第三者への業務の委託

受託者は、業務の全てを第三者に委託することはできませんが、事前に区の承認を得た上で、業務の一部を第三者に委託することができます。委託については、その業務の範囲と委託先を事前に区に協議してください。

なお、委託に当たっては、できる限り区内企業の活用に努めてください。

20 個人情報の取扱い

受託者は、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）第12条の2、第27条の2、第34条等の規定により、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となります。受託者及び受託者から本業務の委託を受けたものは、本業務において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理について、必要な措置を講じてください。

21 著作物の取扱い

受託者が委託料により作成した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）は、区に帰属するものとします。

22 その他

本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定します。

23 事業担当

文京区都市計画部都市計画課都市計画担当 担当 橋野

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター18階南側

TEL 03（5803）1239

FAX 03（5803）1358

E-Mail b400300@city.bunkyo.lg.jp